

鳥取県告示第185号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービ スの種類	変更年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	グループホーム敬仁 会館	倉吉市上井19-1	共同生活介護、 共同生活援助	平成24年3月 1日